

令和4年度答申第3号

令和4年 6月30日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和3年1月8日付け松建路第817号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

○氏の「公道に引っ張り過ぎた樹木伐採依頼」について道路維持課の指導内容（①平成〇〇年〇〇月〇〇日、②平成〇〇年〇〇月〇〇日、③令和〇〇年〇〇月〇〇日）の開示を求めた。

これに対し、処分庁は令和2年9月8日付けで、「平成〇〇年〇〇月〇〇日、平成〇〇年〇〇月〇〇日、令和〇〇年〇〇月〇〇日、上記3日に関わる苦情等要望カード」について、条例第10条第3項第2号に基づき、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、これを審査請求人に通知した。しかし、審査請求人が開示を求めた前記3日に関わる苦情等要望カード記載の各事項は、いずれも条例第10条第3項第2号に該当せず、前記部分開示決定は不当である。

イ 本件の背景事情

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)

ウ (省略)

エ (省略)

オ 以上のとおりであり、本件処分は、本項冒頭に述べたとおり、条例第10条第3項第2号該当性について誤った判断をしたものであって、取り消しを免れないものである。

4 処分庁の説明要旨

本件処分に対する処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない。

(2) 本件処分の理由

条例第2条で「個人情報」は、「個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの」をいい、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項により特定の個人を識別することができるもの」と

規定されている。

本件においては、苦情等要望カードに記載されている市の処理内容は、要望者である審査請求人の個人情報に該当すると同時に、要望場所の相手方（以下「相手方」という。）の個人情報にも該当する。

指導とは、行政機関がその所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求めるものであるところ、処理内容の指導内容を開示することは、指導を受けた者の個人情報を開示することとなり、今後、指導等に対する協力を得られなくなるなど、道路の維持管理に関する事務の適正な執行を妨げるおそれがあることから、条例第10条第3項第2号の規定に該当する。

なお、審査請求人は、相手方が指導に従わないことをもって、相手方の個人情報を開示すべきと主張するが、指導に従わないとしても、そのような不利益な取扱いをすることはできない。

また、条例第7条においては、個人情報を市の機関以外のものに提供する場合として、「法令に定めのあるとき」を掲げている。

審査請求人は、提起した民事訴訟の本人尋問において、相手方の供述が虚偽であることを立証するため、本件開示請求をしたと主張するが、その目的であれば、裁判所からの調査嘱託、又は弁護士法第23条の2の規定による照会も可能であり、照会を受けた場合、条例第7条の適用を妨げるものではないことを申し添える。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする（第1条）。

そして、条例は、同条の個人情報の保護に関する基本的事項としては、個人情報の取扱いの適正を期する観点から、個人情報の適正管理、収集の規制、利用及び提供の規制等の手続を定め（第5条、第6条、第7条等）、また、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切である

という観点から、個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利をそれぞれ定めている（第10条、第11条、第11条の2等）。

（2）公文書について

公文書とは、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」（条例第2条第7号）をいい、同号中、「市の機関」とは、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会」（条例第2条第5号）をいう。

本件文書には、個人に対する道路維持課の指導内容等が記録されており、市の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該職員が組織的に用いるものとして、保有している文書は、組織共用文書に該当し、当該公文書に記録されている個人情報は、開示請求の対象となる。

（3）個人情報の記録の開示請求について

条例第10条第1項は、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」と規定し、公文書に記録されている個人情報の記録について、当該個人に開示請求権を認める。これは、自己情報のコントロールのため、市の機関が保有する自己の情報について確認し、必要があれば条例第11条による個人情報の訂正や、条例第11条の2による個人情報の利用停止等を求めることができるようにするためである。

条例第10条第1項は、当該個人のものに限って個人情報の記録の開示請求できる旨を規定している。このため、開示請求の対象となった公文書に当該個人に関する個人情報が含まれない場合は却下となるほか、開示請求の対象となった公文書中に、開示請求者以外の第三者固有の個人情報の記録が含まれる場合、開示請求者の個人情報の訂正等に関係しない当該第三者の個人情報の記録については、同条項による開示請求権は及ばないことになる。

また、条例第10条第3項は、非開示とできる場合について規定する。

（4）本件について

本件の苦情等要望カードに記載されている市の処理内容には、要望者であ

る審査請求人の個人情報とともに、相手方の個人情報も記録されている。

したがって、本件の苦情等要望カードの記録のうち、審査請求人の個人情報については条例第10条第1項による開示の対象となるが、相手方の個人情報のみが記載されている部分については、第三者の個人情報であるから、開示対象となるものではない。

なお、審査請求人は、隣人たる相手方の住所、氏名等を特定した上で苦情等要望を申し入れているから、相手方の個人情報は保護に値するものではない等の主張をし、相手方の個人情報であっても提供すべき旨を主張するが、市の機関は、条例第7条により、同条各号に該当する場合を除き、相手方本人による同意がなければ、市の機関以外のものに提供できないのであり、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 本件審査請求にかかる非開示部分について

審議会において、本件文書の非開示部分に記録された個人情報について見分したところ、別表に掲げる部分については、審査請求人に係る個人情報が記載されており、かつ第三者の個人情報にも条例が定める非開示事由にも該当しないものであると判断する。

よって、別表に掲げる部分は改めて開示すべきである。

6 結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月 8日	諮問書の受理
令和 4年 4月 22日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 4年 5月 30日	第2回審議会（審議）
令和 4年 6月 30日	第3回審議会（審議）

別表

(省略)